

第25回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日時 平成20年9月9日(火) 18:30~20:30

場所 函館市役所8F 第1会議室

1. 開会

2. 条例素案について(市民の権利・責務部分)

庁内検討プロジェクトチームより資料に基づき説明

(横山委員長)

市民の権利・責務関係の部分についていかがか。もっと盛り込んだほうが良い、削除したほうが良い、ちょっと表現を変えたほうが良いといったあたりをまず出していただき、第1案か第2案のどちらにするかというのは最後に決めることとしたい。

(川田委員)

第1案の第2項、第3項の文末が“努めなければなりません”となっているが、第1案のほうは強い表現にするということで作られた規定だと思うが、“努めなければ”という表現にすると意味が弱まるのではないかという気がする。“参加しなければなりません”という表現ではいかがか。

(横山委員長)

第1案、第2案とあるが、川田委員は第1案よりももっと強い表現にしてはどうかということであるが、川田案に対してのご意見も含めて出していただければと思う。

(沢口委員)

確認だが、第1条が前は“市民はまちづくりに参加する権利を有します”だったのに、下線の部分が一行入った形になっているが、庁内検討プロジェクトチームで“自由かつ平等な立場”というのをあえて入れた理由等は何か。

(川田委員)

これまでの議論で、ここに何か入れようということになっていたが良い案がでなかったので庁内検討プロジェクトチームへ投げかけた部分への回答だと思うが。

(庁内検討プロジェクトチーム)

はい。

(沢口委員)

この案で、自由かつ平等というこの表現で良いと思う。語尾の使い方について分からない点は、この第1案をさらに強くしていくとなると、やはり不利益規定を入れる形になるのだろうか。

(横山委員長)

そうですね。また元に戻るような議論になるかも知れないが、不利益規定の問題が入ってくる可能性は出てくる。

(丸藤委員)

入る言葉のポイントとしては、私が必要だと思うものがちゃんと網羅されているのでこれで良いと思う。1案か2案かということ言えば強さの加減で言うと1案ぐらいの強さのほうが良いと思う。本当はもうちょっと強くても良いと思うが、不利益規定を入れなければならないとなればどうかと思う。強さからいくと強い感じが良いと思う。自由かつ平等の立場という文言も良いと思う。

(大久保委員)

私は第1案が良いと思う。議会や議員についても“努めなければなりません”という表記をしているので市民のところだけ強くすると、ほかとのバランスが取れないと思う。

(長尾委員)

どちらでも良いとは思いますが、川田委員の言うようにそこまで強くするとやっぱり、不利益規定が入らなければいけない感じがするので、元の1案のほうが良いと思う。

(佐々木委員)

私は2案のほうが良いと思う。議員や市職員、市長というのはそれぞれの立場があって、“何々しなければならない”という規定があっても差し支えないと思うが、一般市民で、たぶんこの自治基本条例が施行されて広く皆さんに知れ渡った時に、市民の権利と責務というものがこういう条例の中に盛り込まれること自体、もしかするとびっくりする人がいるかも知れない中で、まちづくりに積極的に係わってほしいという気持ちはたくさんあるとしても、いきなり厳しい口調で載せると拒否反応が出るような気がする。それでも、市民にもこういった権利と責務があるのだということを広く知ってほしいので、2案くらいの優しい口調で、積極的に参加してもらいたいという思いを伝えるほうが、浸透しやすいような気がするので、私は2案が良いと思う。

(横山委員長)

第2案の3項はマストの規定をしているが、これは良いのか。

(佐々木委員)

それは良いと思う。

(大江委員)

私も不利益規定自体は入れないほうが良いという、個人的な考えを持っている。

(横山委員長)

その点については大体意見は一致している。

(大江委員)

だとすると、そんなに強くはできないと思うので、第1案か第2案、どちらでも良いのかなというふうには思います。“何々しなければなりません”というのではなくて、“努めるものとする”でも“努めなければなりません”でも、“努める”という言葉が入っていれば、結果自体を義務として求めているわけではない、あくまで努力することを求めているということなので、どちらでも良いと思う。

(木下委員)

私は佐々木委員の言っていることと同じで、やはり市民の人と公職についておられる方と立場が違うし、市民の中には関心のない方など色々な方がいるので、そういう方々を含めて規定すると、トーンとしてはやはり下げたほうが良いのではないかという気はする。

(沢口委員)

私もどちらでも良いと思う。あんまり、切ったからどうだという細かいことは、受け手それぞれの感じ方かとも思う。

(敦賀委員)

どちらかという、2案のほうが良いと思う。

(市居委員)

どっちでも良いとは思いますが、やはり次に出てくる議会、議員、市長についてのところとバランスをとらないといけないのではないかと思う。先ほど佐々木委員も言っていたが、先に市民をちょっと弱めに規定しておいて、その後きちんと議会、議員、市長の役割を規定するようにしたほうが市民が読んだとき、入りやすいのかなという気はします。

(横山委員長)

では、1案を明確に支持された方は大久保委員、丸藤委員、川田委員。2案を明確に支持された方が木下委員、佐々木委員、市居委員、敦賀委員、あとの大江委員、長尾委員、沢口委員はどちらでも良いということだが、第2案で良いか。 異議なし では、第2案としたい。

3. 条例素案について（議会の役割）

（横山委員長）

議会と議員の部分についてはいかがか。議会については21回の検討委員会で大分議論しており、議会の役割は“団体の意思決定”、“執行機関の監視・評価・牽制”、“政策形成機能の充実”ということで、それは盛り込まなければいけないということであった。また、“業務をわかりやすく伝える議会でなければならない”、“情報提供、開示をする開かれた議会でなくてはならない”というようなことも議論された。したがって、それらを盛り込んだのが今回のプロジェクト案になっている。

議員の責務についても“市民に身近な議員活動”、“公平・公正”という言い方、“市民に対して説明をする”といったようなことが盛り込まれべきだということになっていた。ただ公平・公正という言い方については、もう少し踏み込んだ形で書いたほうが良いということで、今回のプロジェクト案では“公正かつ誠実に職務を遂行”という表現になっている。

（川田委員）

その前に質問だが、説明を聞き取れなかったのだが、公平という文言を使用しない理由は何と説明したか。

（横山委員長）

議員には支持母体がいろいろあって、その代表という面もあるので、“公平”というのに多少の違和感があるというご意見もあった。それで議員の責務からはずしたということである。

（川田委員）

市長と市職員についても使われていないが同じ理由か。

（庁内検討プロジェクトチーム）

市長、市職員については公平というのはあまりにも当たり前すぎることなので、記す必要もないという理由である。

（横山委員長）

また議員の部分についても、“遂行しなければなりません”といったように強く規程したものと“遂行するよう努めなければなりません”というように弱めに規定したものの2案が出ている。それから“説明するよう努めなければなりません”と“説明しなければなりません”のどちらを選ぶのかという問題もある。

（市居委員）

まず、第21回の委員会で話し合われた内容が、網羅されているので大変素晴らしいものだと思う。あと弱い、強いの部分では、強く規定した方が良いのではないかと思う。

（長尾委員）

私も強めが良いと思う。議会や議員は、特別な場所や人だと思うので強いほうが良いと思う。

正直なところ読んでもあまりぴんとこない。

（横山委員長）

この意識決定機関などについては結構、事務局から説明してもらった部分なので、ちょうど長尾委員が欠席した時だったかも知れない。

（長尾委員）

でも、私が読んでもわからないということは、きっと市民の人もわからないだろうと思う。

わかりやすい説明は解説のほうになると思うが、言葉が難しいから仕方ないとも思う。

（横山委員長）

言葉については解説で説明するしかないだろうと思う。

（川田委員）

私も1条、2条については非常によくできていると思う。それから、表現はカッコ内の“なけれ

ばなりません”表現を推す。

(敦賀委員)

私も“なければなりません”のほうが良いと思う。

(沢口委員)

文章はこれで良いと思う。あと、強さについてはこれもどちらでも良いとおもう。そんなにこだわりはない。

(佐々木委員)

私もこの文章は本当に大変素晴らしいと思う。私たちが表現してほしいと思っている言葉をすべて網羅してさらにこれだけ簡潔にまとめられていることにとっても感謝したい。私も議員には特別な思いがあるので、“しなければならぬ”という強い表現が良いと思う。是非、任務を全うしてほしいと思う。

(丸藤委員)

私も文章については皆さんと同じ意見。強い弱いということについては、強いほうを選ぶ。最終的に議会を通るのでどうなるかわからないが、検討委員会として出す時には、きちんと強いほうで出してもらいたいという意思表示をしたほうが良いと思う。

(木下委員)

内容的にはこれで十分というか、素晴らしいのではないかなと思う。カッコ書きの部分だが、2条の1のほうは“説明しなければなりません”ということで良いと思う。2条の2の“説明しなければなりません”という部分については、“誰に”説明しなければならぬのかな、というのが自分の中で浮かばなかったので伺いたい。

(横山委員長)

市民に説明するということであるが。

(木下委員)

市民になのだが、その“市民に説明しなければならぬ”というのは、具体的にどういうことなのかと思う。議員の義務、議員の性質などいろいろとややこしいものが出てくる気がする。

ここで意見として出すというふうであれば、説明しなければならぬということでも良いかなとおもうが、権利の性質、義務の性質とか、そういうことも考えると非常にわからないところが出てくるが、意見を出すすれば、説明しなければならぬということでも良いのかなとは思う。

(横山委員長)

どちらかという“遂行しなければならぬ”のほうが良いが、後のほうは“説明するよう努力しなければなりません”のほうが、むしろ自然かも知れないと。

(木下委員)

表現としては自然なのではないかというのはある。

(横山委員長)

そうですね。“市民にわかりやすく説明しなければなりません”。なるほど、ちょっと厳しいかも知れない。

(大江委員)

基本的には皆さんの意見に尽きる。語尾も、議員はやはり特別の仕事、歳費をもらってやっているわけなので、強い書き方をしたほうが良いと思う。あと、“牽制”の意味はもちろん日本語としてはわかるが、監視・評価が非常に具体的な行為を示しているが、牽制というのは結果として牽制するもの。具体的な中身ははっきりしないが、結果として議会が市に対してなんらかのチェックアンドバランスを図ることなので、牽制というのはやはり用語の解説するときにはどういう中身になるのかということをはっきりさせないと、漢字も難しいし、ちょっと難しいかなという気はしている。

(大久保委員)

先ほど大江委員の意見にもあったように、牽制のところなどを説明を加えていけば良いのではないかと思う。また、できれば“しなければなりません”という言い方が良いと思う。

(横山委員長)

語尾の強さについては、強めの表現を支持する方が圧倒的多数である。牽制という言葉については、我々もそれをかなり議論してきたということも経緯としてあったが、これは文章のすわりとしてどうか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

確かに難しい言葉ではあるが、市長つまり執行機関と議会とを相互に牽制させて、お互いに監視し合い、その結果市政を客観的によりよいものにしていくという内容なので、役割としては牽制ということで問題はないと思う。

ただ、監視、評価がどちらかという受動的なものであるのに対して、牽制というと色々やりあうような能動的な感じがすること、また市民、市、議会が協働することについても、執行機関と議会に牽制関係はあるが、ここで牽制と使うのもどうなのだろうかというのはあるが、ただ一応想定している役割ということについて言えば、こういうこと想定されている。牽制というのを少しやさしい言葉のほうが良いということはあるかも知れないが、ここの部分についてはおかしいということはないと考えている。

(横山委員長)

では、今のところ、カッコ書きされている強めの表現を採用し、そしてなおかつ“牽制”という言葉もそのままにしておいて、最終的にこの委員会の最後3回ぐらいに全体の条文案についてまとまった議論をする時に、改めて議論することとしたいと思う。

4. 条例素案について(市長の責務)

(横山委員長)

続いて市長の責務と市職員の責務について。これは一緒にしても良いのではないかと思うので、あわせて議論をしていただきたい。川田委員がさっき言った“公平”ということを入れることもできる。

市職員の責務についての議論の中で、“市民に不快感を与えない対応”とか、“人と人との言葉づかいや雰囲気をよくするべき”という政策以前の問題があるという話があり、委員会ではこれに同感の意見もあり、またワークショップの中でもそういう意見がずいぶんあったので、これについても上手く入れられないかということ、私の方から庁内検討プロジェクトチームに投げかけた。そして、プロジェクトからは“市民に質の高い行政サービスを提供するよう努め”という表現で帰ってきているが、それとぴったり合うのかどうか、その辺も含めて議論をいただきたいと思う。

それから、事務局と話したときに、市長の責務の中で“地域産業の振興”という言葉がはいるのはどうかということが言われたが、これは事務局として、どうして地域産業は入れられないとなったのか。

(事務局)

この第4項の“地域産業の振興に努める”というこの一言だけが、政策に関するものであるということ。市長の責務としては、地域産業の振興もあり、福祉の充実もあり、教育の充実もありといった色々な責務、役割を担っている市長について、この地域産業の振興だけに特化したものを書くのはどうなのだろうかという疑問が庁内検討プロジェクトチームにおいて条例案を協議する時に生じたので、そのことについてご議論いただきたいという趣旨でお話したものである。

(横山委員長)

ということですので論点になっているものも含めて、ほかにも色々あると思うが、ご意見をいただきたいと思う。

(丸藤委員)

確かに市民に質の高い行政サービスを提供するというのは、とても大切なことだと思うが、単に質の高い行政サービスというだけだと、あまり心が伴ってなくて、例えば機械的にすばやいとか、確かに質は良いが冷たいとか、やれと言われたことをやっていけば良いというようにも取れる。もっと人間的な、心のこもった、というような意味が感じられるようなもう一言が入れば良いと思う。そういったものをどういう文章で表現したら良いかとなると難しいが。

例えば挨拶をするとか当り前のことすら出来ていないという単純なことがある。それがなぜ当り前かと言ったら、お客様だし人として普通にもっている当り前のことみたいなことなのですが、それをどういうふうに言葉で表現すれば良いのか。市役所は入りやすい場所というイメージを作っていないと駄目だと思う。まちづくりセンターでは自分の部屋のようにすごく居心地の良い場所というのを目指している。自分の家に帰ってきた時みたいに職員が対応する、こんにちはとかありがとうございますっていうだけじゃつまらないから、途中で出かける時はいってらっしゃいと言うとか、そういう当り前のちょっとしたことが出来る対応は、そういう心を持てば、マニュアル化されていなくても簡単に出来る。そういう心の部分、市民に真心のこもった質の高いサービスといったような表現が入れば。もちろん質も大切だが、それにプラスする心みたいな部分を入れてもらいたいと思う。

(川田委員)

一流ホテルの従業員などは、お客さんとの距離のとり方が上手。決して押しつけがましくなく、すましている。だけど親近感をもって接してくる。だからサービスのプロとは、また本当にサービスの質が上がってくるとああいう感じになるのかなと思った。

(丸藤委員)

そこへ行って気持ちが良い状態が、役所の中でもあれば良いと思う。

(川田委員)

実に距離を上手にとって、こっちが話しやすい雰囲気を作ってくれる。それはやっぱりサービスのプロなのだろう。

(敦賀委員)

だから市民の立場に立つとか、市民の気持ちを理解してとか、そういう接し方の問題なのだろう。それをどう表現するかということであるが。

(横山委員長)

そうですね。それと川田委員の言うような“公平”という言葉がそこに必要かも知れない。たとえば私が以前住んでいた市では、市役所に確定申告をしに行っても、私はやはり財政学者ということもあって、むしろ非常に丁寧すぎるくらい丁寧な対応をしてくるのに、隣の窓口にどこかの奥さんなどが来ているのを見ると、私に対するのとは全然違う横柄な対応しているのを見た。同じ市民なのになんでこんなに違うのかと、結構そういう対応は市役所っていうのは多いんじゃないかとおもう。おそらく公平という概念は絶対必要だと思うし、それでかなり市民に不快感を与えない対応という部分に関連してくるのだと思う。それをどういった文章でうまく表現できるかということなのだが。真心のこもった、公平な気持ちで、など色々考えられるが、何かは盛り込みたい。ワークショップでもずいぶん出たことでもある。

(敦賀委員)

函館オリジナルのような、ちょっと函館らしい言葉を入れるのも大事だと思う、そういうことだろうか。

(横山委員長)

これを上手い表現で入れられたら、それ自体函館オリジナルになる。

(川田委員)

“温かく”はどうか。“市民に温かくかつ質の高い行政サービス”といったような。

(横山委員長)

議論として、市民に質の高い行政サービスを提供するよう努めるのは市職員の責務なのか、市長の責務なのか、どちらになるだろうか。

(敦賀委員)

やっぱり市職員だろうと思う。

(市居委員)

それを包括して指導するとかいうことが市長の責務になるので、ここは市職員で良いと思う。

(横山委員長)

そうすると、今、川田委員が言ったような感じになるだろうか。

(川田委員)

第4条であるが、“市職員は市民に温かくかつ質の高い行政サービスを提供するよう努めなければ”と。“市民に”と“質”の間に“温かくかつ”というのを入れる。

(横山委員長)

“温かくかつ”となった時に、“温かく”が応対などそういうものを指しているのだが、文章としては、温かい行政サービスと取れてしまう。“温かい行政サービス”とは何かということになる気がする。

(川田委員)

もっと良い文言を探したほうが良いと思う。

(横山委員長)

そうですね。

(丸藤委員)

“誠意”という言葉はどうか。

(横山委員長)

市民に公平かつ誠実に応対し・・・

(丸藤委員)

“誠実”というと、ちょっとまた違う気がする。

(横山委員長)

誠意をもって応対し・・・。“市民に公平かつ誠意をもって応対するとともに、質の高い行政サービスを提供するよう努める”。どうですか。

(市居委員)

市民にふれあいの心のこもった質の高い行政サービスを提供する、というのはどうか。

(横山委員長)

やはり、“心のこもった”という言葉が“行政サービス”にかかってしまうので、いったん切らないといけないのではないか。

(長尾委員)

市役所の人はどういう対応をしたいのか。

(事務局)

職員研修等で言われるのは、行政のプロとしての意識を持ちなさいというのが1つと、市民の目線に立って市民に対応しなさいというのはよく言われること。まず市民と目線を合わせて、それで市民と対応するようということとは心掛けてはいる。

私自身も、市民と目線を合わせながらというつもりはある。ただ例えば毎日多くの市民に対して

業務をしていて、市民一人ひとり是对して初めて来るが、受付する側が惰性になったりすると、多分そういった“市民の立場で”という部分が欠落することがあるのだろうなと、そういう時にあった市民の方がたぶんこういう感情を持つのだろうと思うが、常々の心がけとしては、市民の目線に立った対応というものを心がけてはいる。

(長尾委員)

ほかの人はどうか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

相手が何を求めているかということを考えて、応えてあげられるようにというふうに考えながら仕事をしている。

(庁内検討プロジェクトチーム)

対応している市民に対し不快感を与えないようにということを個人的には注意して対応している。あとは先程言ったようなことは研修等でも言われているので、頭の中に入れて対応している。

(横山委員長)

それでは、どうするか。

(川田委員)

ちょっと議論が錯綜しているので、元に戻すような発言になるが、私はこの基本条例のどこかに、“尊敬”という言葉が入らないかなと思う。市職員と市民との間に、相互に尊敬できる関係があるのが一番良いんだろうなと思う。相手を思いやる気持ち、自分がへりくだるかどうかわからないが、ともかく近頃死語に等しい、尊敬あるいは敬意という気持ちをもってお互いに接することが必要なのではないかとずっと思ってきた。もし書くとしたら、この市民の責務と市職員の責務の間に、何かそういう橋渡しみたいな文言を入れられたらちょっと良い方向に向くのではないかなと思う。“敬意をもって”というような、お互いにそういう立場で考えて相手と接するというような。

市民のほうも、市職員というのは公僕なんだから市民に奉仕するのが仕事なのだから、という感じで接する方もいると思う。ただこちらも人間、相手も人間、お互いに大人同士として、やはり相手を尊敬する気持ちも必要だとおもう。市職員は行政の専門家として色々なことを知っていて、こっちは知らないから教えてもらうといったような気持ちで接するということは、市民の側にとっても必要だと思う。ある程度職員の方の立場を尊重して敬意をもって接していくことが必要だと思う。

逆に職員の人にとっても市民というのは自分の雇い主であるので、その方に対してやはりきちんと対応するというのも職務だと思うし、やっぱり相手を尊重する、尊敬するというところから出てくるのではないかな。だから尊敬と信頼という、今の世の中じゃ死語に等しい言葉ですけども、そういうものをこの中に盛り込んでいけたらうれしいのだが。

今議論にあった“質の高い行政サービス…”の部分に入れるのが良いかどうかは定かでないが、やはりここは市民に対して一定の評価というが、相手を尊重した対応というのをお互いにすることを入れたほうが良いと思う。

(横山委員長)

そうすると、もう少し前のほうに入れるということも手だと思う。基本理念みたいなところで入れるということも。

(川田委員)

それでも良い。

(敦賀委員)

尊敬という、言葉にこだわるのか。

(川田委員)

いや別にこだわらないが、敬意・尊敬といったものが近頃希薄だと思うので。

(横山委員長)

例えば私が案を出し示したいと思う。第4条“市職員は市民に公平かつ誠意をもって接するとともに質の高い行政サービスを提供するよう努め”あとは素案と同じ。それで川田委員の意見は、基本理念に関することではないだろうか。相互に信頼関係、相互の尊敬の念をいだといいことですから、もう少しちょっと検討したい。いかがか。

(丸藤委員)

良いと思う。これでまずやってみて、それこそ全体の中で議論すれば良いと思う。だいぶこれで私が意図したことが入ったと思う。

(横山委員長)

あと、縦割り行政をどう克服するかというあたりもずいぶん議論があったことなのだが。

(庁内検討プロジェクトチーム)

素案では市長の責務に入れている。市長は、職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、効率的かつ効果的な組織運営を行わなければなりません、という部分で。

(横山委員長)

効率的かつ効果的な組織運営ということと、縦割り行政の克服というのは果たして同じなのだろうか。ここは市長の責務はこのままにしておいて、行政運営のほうで改めて議論することとするか。

(川田委員)

行政運営でかなりの項目があがるだろうから、そこで具体的に話し合ってもいいのでは。

(横山委員長)

あと、“地域産業”について。あえて地域産業だけここにもってくるのはどうかということであったが。

(沢口委員)

このことについても、色々な意見があったり、ワークショップでの意見を聞いて、それをまとめたのだと思うが、議会とか議員、市職員は良いと思うが、市長についてはちょっと表現が抽象的になりすぎているのではないかと思う。象徴的なものだから良いのかなとも思うが、やっぱり“明確なビジョン”とか“リーダーシップ”など、確かにあるのだが、こういう言葉を使ってしまうと、それではこれは一体どういうことなのかってことが、解説にもちょっと書き切れないと思う。

盛り込むことはたくさん盛り込んでいったほうが良いが、やはり2、3、4項でかぶる部分もあると思うので、これを2つぐらいに整理できるのではないかと思う。

(敦賀委員)

ちょっと前の話に戻るが、近隣との連携の話の根っこが、やっぱり函館市の人口の構造、産業の構造であって、函館市の中の産業っていうのは全部、北斗市だとか近隣から皆、ここへ来ているというもの。だから、近隣との連携っていうのは絶対大事だし、とくに函館の場合は人口がどんどん減っていている状況なので、やっぱり産業の振興は、これは絶対入れるべきだと思う。

ただ、産業だけじゃなく福祉もあるじゃないかと言えば、また別の話になる。これ産業っていうことは入れるべきだと思う。

(横山委員長)

地域産業という言葉はどうするかということだが、私はやっぱり函館全体が活力あるものにしていかないといけないのではないかということで、これはワークショップの中でも出ていたことであり、そういうことを踏まえていけば、とくに“地域産業”という言葉はここに使ったからといって、別に問題はないのではないかと、むしろ“活力にあふれた賑わいのある町を目指して”という表現で、地域産業というふうになんか落とせるのではないかと思っている。

(市居委員)

この部分は特にあってもなくても差し支えないのかなというふうには思う。この時に出ていた意見というのは、“いろんなところに発信していく”という意味合いが強かったと思うので、だか

らここは“地域産業”があっても、逆になくても意味は通じるのかなと思うので、ここは私としてはこだわらなくても良いと思う。

(横山委員長)

ここは地域興し、地域産業、そこをしっかりとしないと函館としたらやはり困るのでないのかと、賑わいのある町をちゃんと作っていきましょうということだったので、地域産業というふうに入れても問題はないのではないかという気は、私はしているのだが、もし違和感があるのであれば、どうだろうか。

(丸藤委員)

私は特に違和感はない。前に議論したときも、函館のオリジナルの1つになるんじゃないかという話も出ていたと思うので、別にこのままで良いと思う。

(沢口委員)

入っていて問題ないと思う。逆に、これを見て福祉、教育についてはやらなくても良いとはならないと思うので。

(横山委員長)

では、ここの部分については大方良いか。 異議なし

では、次に市長の責務が5項だと多過ぎるということだが。

(沢口委員)

1,2,3項で、結構かぶっている部分もあるのではないかと、まとめられるのではないかなと思う。“市政を執行しなければならない”と“施策の推進に努めなければならない”といったように、最後同じようなことを言葉をかえている部分もあると思う。もう少し整理することによって、あまり抽象的にならなくてわかり易くなるのではないか。

(横山委員長)

はい。4番はこのまま生かしたい。1項と2項が合わせられるかも知れない。市長は市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行すると共に、市民のニーズや意向を把握した効果的な施策の推進に努めなければなりません、というような文言にすれば4項ぐらいに収まるだろう。

(敦賀委員)

1と2は一緒にできると思う。

(横山委員長)

では、そういう感じで庁内検討プロジェクトチームのほうで再度整理していただきたい。これだけでいいと思いますので、あとは全体的な議論をしていく中で再調整することとしたい。

5. 条文素案について(国・道・他自治体との連携等)

(横山委員長)

それでは、次に国・北海道及び近隣自治体との協力連携、青函交流、国際交流についての素案について庁内検討プロジェクトチームの説明から聞くこととしたい。

庁内検討プロジェクトチームより資料に基づき説明

(横山委員長)

ほぼ委員会での議論がまとめられたと思うが、私のほうから1点プロジェクトに質問だが、まちづくりを進める上での国及び北海道と共通する課題としては、例えばどういうものがあるか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

国、北海道とそれぞれの機関があり、いろいろ所轄の分野があるが、共通する部分例えば道路、

建設など、それについては協力連携して市民がより安全運転できるようにといったように、そういう部分でそれぞれの役割の中でまちづくりを進めるということなど。他の例については、にわかには言えないがそういったことを考えている。

(敦賀委員)

国及び北海道と共通するという課題、これは良いと思う。しかし他の自治体の基本条例見ると、国と自分たちの市は全く対等だという表現に近いことを書いているところがあるが、それについて私は個人的には非常に反対である。例えば国の根幹にかかわる防衛問題とか外交だとか、ちょっと意味が別だが教育問題などは、私は国と自治体が対等であるという言葉は使うべきでないと思う。これは非常に気になるところで、各自治体でも国と対等というのはちょっと行き過ぎだということで結構問題になっている。防衛問題も入ってくるので。意見としてはその辺を駄目だということではないが、柔らかくしなければならぬのではないかという気持ちがある。

(横山委員長)

そうすると、“適切な役割分担”といった言葉を入れるということであるか。

(敦賀委員)

個人的な意見かもしれないが、やはりその辺はちょっと配慮していただきたいと思う。対等という言葉を入れること自体が悪いことではないが、どこかの自治体で、非常に強い言葉で表現して全く対等、といているところが確かあったと思う。

(横山委員長)

なるほど。しかし、道路なども国道は国道、道道は道道、市道は市道でやっているから、全然連携できていないのが実情。共通する課題というのは結構、補助事業が多いのでは。

(事務局)

例えば、道路等の整備事業ばかりではなく、まちづくり、地方自治という観点から言うと、地方分権、事務権限の委譲の問題等は国と道、町にとって共通の課題であり、そこはやはり対等な立場で意見をしあいながら、連携を図りながら、制度改正や必要な制度の創設などが必要だと思う。道路の管理などはやはり適切な役割分担であり、防衛の問題などは役割が違うところだと思うが、地方分権、地方財源といったことに関しては、今まで国から言われてたことをただやるのではなく、地方として必要なこと、必要な財源などについて対等な立場で意見を言うていくことが、いわゆる地方分権の改革の主旨なので、そういった意味でこの条文を作ったところである。

(横山委員長)

どうも“共通する課題”という表現が気になる。私ならば、例えば“市やまちづくりを進めるため、適切な役割分担のもと、国及び北海道と対等な立場で相互に協力・連携してその解決に努めます”というような方が良い気がする。

(沢口委員)

確かに言われてみれば、共通する課題だけなのだろうかということもある気がする。

(横山委員長)

むしろ適切な役割分担の議論がないまま、財源だけ議論をやって、三位一体改革というのはある面で失敗している。だから、そう意味では適切な役割分担というのは、むしろ入れたほうが良いという感じはする。

“市は適切な役割分担のもと国及び北海道と対等な立場でまちづくりを推進します”

(川田委員)

“共通する課題の解決を図るため”というのは、苦小牧がそういう表現しているようだ。

(横山委員長)

なるほど、しかし苦小牧でも、他の市町村と相互の連携の部分では共通の課題と言っているが、国及び北海道に関しては“役割分担を踏まえ”としていて、共通の課題という表現を使っていない。

国及び北海道との共通の課題とは何なのか非常にわかりづらく、おそらく近隣市町村であれば共通の課題がよく出てくるからだと思う。また、まちづくりに関する施策、まちづくりに関する課題だとわかるが、共通する課題というと非常にわかりにくくなるような感じする。近隣市町村だったら共通の課題っていうのは非常にわかるのだが。

ここは少し表現を変えることとするか。先ほど言った私の表現も良いかどうかわからない。“市は適切な役割分担のもと国及び北海道と対等な立場で相互に協力・連携してまちづくりを推進します。”

(丸藤委員)

これまでの議論の中でも、“共通する課題について”という文言を入れるべきと強く主張した人はいないと思うので良いと思う。また、私の場合実態として市と国や道との関係がどうなのかがいまいちわからないので、これがわかりやすいということであれば、僕はそれで良いと思う。

(横山委員長)

では、こんな表現で良いですかね。“市は適切な役割分担のもと国及び北海道と対等な立場で相互に強力・連携してまちづくりを推進する。”いかがか。もうちょっと文章表現を変えたほうが良いかもしれないが。

(川田委員)

良いのではないだろうか。

(横山委員長)

それもあるのですけれど、ほかも含めていかがか。

(沢口委員)

これらの部分が入る章は、一体何になるのか。第3条の国際交流の推進がやはりちょっと浮いて見えてくるので、章がどういう形になるかというのが気になる。

(横山委員長)

青函交流、国際交流、国、北海道の近隣自治体との協力連携、というふうにするか。当初は連携の括りだったので、「連携・交流」ということで良い気もするが。

(川田委員)

この部分だけが外向きの内容になっているので、外部との関係を定めるという意味で、1つで良いのではないかと思う。

(横山委員長)

「他の自治体等との関係」といった感じになるだろうか。何らかの形で、これで章を作りたいと思うのだが。

(丸藤委員)

第2条で、ツインシティという言葉を使うとなると、青森市だけになる。

(横山委員長)

“青函”というともう少し広いのだろうか。

(丸藤委員)

青森市と書いて、現実に行政上の青森市だけと思う人はまずいないとは思いますが、そこらへんはどうなのだろうか。

(横山委員長)

ツインシティ提携と書くと、青森市だけということになるだろう。

(川田委員)

大間などは1条2項でいう近隣自治体だとなると、どこまで近隣というかという話にもまたなる。

(横山委員長)

ツインシティと入れると非常に明確なものにはなるが、ただどうしても青森市というのが強く出

てしまうと。

(丸藤委員)

仮に“県”としても、今度は青森県の中でもあまり遠いところについては、青函交流というイメージと違ってくる。

(横山委員長)

青函交流といえば、やはり青森市とその周辺だろう。

(丸藤委員)

市でも良いのかなとは思いますが、その辺を確認だけしておきたかったのだ。

(事務局)

青函交流，ツインシティと言ったら市と市の間のことだとしか読み取することは出来ない。

(川田委員)

これにツインシティ盟約書と書いてしまったら市対市しかない。

(横山委員長)

イメージとしては青森市とその近郊の市町村といったようにもうちょっと広い範囲での青函交流を考えていたのだが。

(敦賀委員)

私が言ったのは、単なる姉妹提携じゃない、双子都市ですよということでした。

(丸藤委員)

たしかに青森市とは特別な強さはあるというのはある。

(敦賀委員)

だから青森市だけでなく、あとは青函圏ということは何とか入れれば良いのではないか。

(横山委員長)

1項と2項にしたら良いのではないか。1項はそのまま生かして、2項に青函圏。

(敦賀委員)

ここは必要だと思う。あと2年もすれば、35分で青森に着いてしまうようになるわけであるから、これは大変な経済圏にもなるわけである。札幌に行くよりも速い。

(横山委員長)

では、2項に青函圏という文言で入れることとするか。どういう表現になるのかなんともいえないが。しかし、必ずしも隣接していなくても言い訳なので青函圏も近隣といえば近隣である。

(事務局)

実際のところ、ツインシティということで函館市と青森市の交流について1項で謳って、その他については近隣の考え方をすることとなると、そこだけ出すのはちょっと作りにくいのではないかと思う。

(横山委員長)

ただ、青森市以外の青函圏の自治体を、近隣自治体と言ってしまうとちょっと弱いと思う。せっかく青函交流として、これは函館の自治基本条例でなければ書けない部分なので、やっぱり青函圏交流ということを出したほうが良いのではないか。

(敦賀委員)

青函経済交流圏構想というのはずっとやってきていて、それがトンネルの開通によってまた近くなったわけだから、これはやっぱり大事でしょうね。

(市居委員)

青函交流という部分では、ここで第2条にあるとおりで良いと思う。その他の青函圏の交流としては近隣の部分でうたっていたほうが、より広域的な近隣自治体との調和という部分があるので、そっちの方で表現するというので良いと思う。それから前回の議論でも話したことだが、ツイン

シティ、双子都市とすることによって青森も力が入るのでは、函館も力入れていくべきだということで、この第2条のその部分についてはこのままで良いのではないかと思う。

(横山委員長)

ただ、敦賀委員の意見によると、新幹線も出てくるし、もともとそういった青函交流については課題になっていたので、青函圏域との交流ということはツインシティ構想とまた別に書き込みたいということと思う。

また、青函という言葉を使って書き込めるとしたら青森市以外では函館市の条例しかないと思う。

(長尾委員)

私も青函圏はあったほうが良いと思う。ぼやけるとかというよりは函館独自というのを出せるところなので、出しておかないといけないと考える。

(敦賀委員)

青森とこれからも良い仲でいきたいというのが、今までの経過の中でもある。青函トンネルの時もそうだし、新幹線の時も、普通の考えだったら、青森が終着駅のほうがうんと青森にとってプラスだという考え方のところが、案外多い中で、3道県、北海道と青森、岩手も含めてとにかくこれを、函館までもってくるというのをずっと一緒に協力してくれたというのが、ツインシティ構想につながった理由の一つにあるかもしれない。函館のことを非常に青森側は無視しなかったと。本当の気持ちは青森で止まってくれと、北海道にはしばらく行かないほうが終着駅は青森で良いんだという考え方が割合あった。

(横山委員長)

終点効果というのがあるので。

(敦賀委員)

それは心の中ではあったかもわからないけれども、同時開業ということで打ち出してくれた。5年遅れたけど。これ国の予算で遅れただけであって、そういう意味での協力体制があった。

(市居委員)

今、函館市としては、青函圏の青の方は青森県というらえをしているが、青函の函のほうの圏というのは函館市だけではなくて、北斗だとか七飯とかも含めてという考えなので、この前の議論であったように、函館市近隣自治体から、函館が独りよがりしていると言われないようにしなくてはいいのでは。

(横山委員長)

それは大丈夫ではないか。函館市が青函圏域との交流を広い分野で取り組むということに対しては、別に他の自治体が何かを言うということにはならないと思う。

(市居委員)

ただ、それを言ったときに、前段の議論であったような、広域連携の問題にかかってくるのではないかと思った。

(横山委員長)

それはないと思う。函館市だけが青函圏域の交流を主張したとしても、青函圏については、広域的な課題解決や地域の総合発展といった話とは別ではないだろうか。

(丸藤委員)

例えば第2条“青森市・函館市ツインシティ連携に関する盟約書に基づき”とあって、次のかっこ書きのところの“両市の”となっている部分を“青函の”とすれば、少し広い範囲を言えるのではないかと思うが、整合性がとれないなどの問題は出てくるか。ここにツインシティの盟約書はあるのだが、それを基にして青函の新たな経済文化圏の形成を図るという意味にできるのではないか。

(横山委員長)

なるほど。“両市の友好関係のもと相互の発展に努めると共に、青函圏域の広い分野での交流に

も努めます”といったように。

(丸藤委員)

そのようにして、ちょっとぼかしたい。

(川田委員)

そうなると、盟約書というものは、何を書いているのかという話になるのでは。

(横山委員長)

では、“市は青森市・函館市ツインシティ提携に関する盟約書に基づき”，そしてカッコ書きの部分は入れないで，“両市の友好関係のもと相互の発展に努めると共に，青函圏域の広い分野での交流に努めます”という感じではいかがか。

(敦賀委員)

一応このようにしておき，また最終的な議論で検討すればよいと思う。

(横山委員長)

そうですね。あるいは“新たな経済文化圏の形成を目指し広い分野での交流に努めます”と言っても良いかもしれない。“市は青森市・函館市ツインシティ提携に関する盟約書に基づき，両市の友好関係のもと相互の発展に努めると共に，新たな経済文化圏の形成を目指し，青函圏域における広い分野での交流に努めます”。

これは入れた方が良いのではないかと思います。これを入れたからといって近隣の自治体が文句を言うということにはならないと思う。

(市居委員)

今のように変えるのならば，良いと思う。素案のままの中で言ったら，きっとおかしな話になるのではないかと思います。あくまでも青函ツインシティの盟約を結んでいるのは函館市と青森市なので，今のように変えていただければ，別に問題はないと思う。

(事務局)

青函圏域というと函館側の範囲も広がるが。

(横山委員長)

良いのではないか。函館市が，“市は努めます”と言っているわけであるので全然問題ないと思うが。この場合の函館側の圏域については，近隣自治体の話と捉えて大丈夫ではないか。

それでは，他の部分についてはいかがか。

(佐々木委員)

国際交流の条文であるが，第1項がすごくあっさりしすぎていて，とても物足りないという感じがするので，そのままの文章でなくても構わないので，出来れば“まちづくりその他の各種分野における国際交流および連携に努めるものとする”というような内容に変えられないだろうか。

(横山委員長)

“様々な活動分野”というのを変えると。

(佐々木委員)

“国際交流を積極的に進めます”という，“進めます”という言葉がちょっとひっかかる。

(横山委員長)

ただそうすると，まちづくりということだけが先に出てきてしまうが。

(佐々木委員)

この文章をこのまま使ってほしい訳ではなくて，今の素案だと物足りないということである。函館市の国際交流の施策などについては，第2回の配付資料ですごくたくさん出ているし，結構函館市としても国際交流については力を入れているはずなので，ちょっとあっさりしすぎていると思う。

(横山委員長)

そのために，主語に“市民”も入れたのだが。

(沢口委員)

なぜ国際交流を進めるのかという，“ のために ” というものが入っていないので，ちょっと物足りないのだと思う。解説には“ 地域の国際化や国際人の育成のために ” と入っているけど条文にはない。

(佐々木委員)

第2回の検討委員会で配布された資料の，函館市の国際化施策のところに，“ 地域の活性化の促進，世界平和の実現に貢献する ” という大きな目的が謳われている。そういう，函館市がなぜ国際交流をこんなに一生懸命頑張っているのかという目的を入れていただきたい。

国際化の意義についても，“ 世界に開かれた地域社会づくりを目指し，地域の特性を活かした各種の国際交流事業を推進 ” というふうに市のほうでもうたっている。

(横山委員長)

では，それを入れることとするか。“ 地域の活性化の促進と世界平和の実現への貢献のために ”。

(丸藤委員)

そうすると，ちゃんと意味があって国際交流しているのだということがわかる。

(横山委員長)

“ 地域の活性化の促進 ”。この場合の“ 地域 ” というのは函館ということで良いのだろうか。

(佐々木委員)

函館だと思う。

(市居委員)

そうだろうと思う。

(横山委員長)

あるいは“ 世界に開かれた地域社会づくりを目指して ” といった文言のほうが良いような気もする。国際化の意義のところではそういったような書き方をしている。“ 地域の活性化 ” とか“ 世界平和 ” というのも勿論大事だが，もう少し国際交流を絞り込んで書くとしたら，“ 市民と市は世界に開かれた地域社会づくりを目指して ” として，“ 様々な活動分野での国際交流を積極的に推進する ” というのはいかがだろうか。

(敦賀委員)

ちょうど来年が開港150周年なので記念すべき年である。それをうまく表現できればと思う。国際交流で地域の活性化というのもちょっとピンとこない。

(横山委員長)

あとはいかがか。広域連携のところは今のところこれでよろしいか。

異議なし

では，今日はこれで終わりとする。

6. 閉会